請願・陳情の手引き

芦屋市議会事務局

〒659-8501 芦屋市精道町7番6号 TEL(0797)38-2001 ホームページアドレス

https://www.city.ashiya.lg.jp/shisei/shigikai



1 請願・陳情とは

市民の皆さんがお困りになっていることや意見・要望を市政に反映させる方法として、市議 会へ請願書や陳情書を提出する制度があります。

(1) 請願

請願は、日本国憲法第16条に認められた国民の権利の一つで、国や地方公共団体の機関に対して、誰でも市政に対する要望等を芦屋市議会議員の紹介により文書(書面)で提出することができます。

(2) 陳情

陳情とは、請願と同じような性格を持ち、様式等も請願書に準じるものですが、紹介議員 を必要としないという点に違いがあります。

芦屋市議会に提出された陳情については、次のようなものは委員会審査を行わず、議長が確認するのみとなります。

【陳情の審査を行わない例】

- 明らかに市の事務に属さないもの
 - ※「明らかに市の事務に属さないもの」とは、市の権限に属さない事項および市に所管 する部署がない事項とする。
- 既に願意が達成されているもの、または、実現の見通しが明らかなもの
- 明らかに実現性のないもの
- 芦屋市情報公開条例第7条に規定する非公開情報に該当するおそれがあるもの
- その他議会が関与することが適当でないと認められるもの

・≪請願と陳情の違い≫ -

請願も陳情も要望等を述べるという点では趣旨は同じです。相違点としては、概ね次の3点です。

- ① 陳情は請願のように提出に当たって議員の紹介の必要がない。
- ② 請願書の提出にあたり、請願者は口頭陳述(趣旨の説明)ができる。
- ③ 陳情は請願のような審査まで至らない場合もある。



2 記載事項と提出について

(1) 記載事項

- ① 5の「請願書・陳情書記載例」を参考に必要事項を記載してください。請願書・陳情書ともにA4判、横書きです。
- ② 件名、願意、理由、提出日、宛名(芦屋市議会議長宛て)、提出者の住所および氏名 (団体の方は代表者名等)を邦文(日本語)で記載してください。 なお、提出者の氏名には、署名または記名押印を必要とします。
- ③ 請願書には、芦屋市議会の紹介議員1人以上の署名または記名押印を必要とします。

(2) 提出について

- ① 請願者・陳情者が2人以上の場合は、代表者を決定してください。
- ② 芦屋市議会事務局へ1部提出してください。
- ③ 請願者は、代表者を含め2人まで委員会において5分程度、口頭陳述(趣旨の説明)ができます。口頭陳述を希望される場合は事務局にお申し出ください。
- ④ 請願書・陳情書はいつでも提出できますが、受付日によって審査が次の定例会になる場合があります。

現在、芦屋市議会では定例会を年4回(3月・6月・9月・12月)開催していますが、請願・陳情を審査してほしい定例会が決まっている場合は、その定例会の開会日(本会議初日)の前々日の午後5時までに、芦屋市議会事務局まで持参または郵送(必着)でご提出ください。

なお、請願の場合は、定例会開会日後であっても、提出時期によってはその定例会中の 審査が可能です。

(3) 提出先について

芦屋市議会事務局

〒659-8501 芦屋市精道町7番6号 芦屋市役所南館3階 電話番号 0797-38-2001

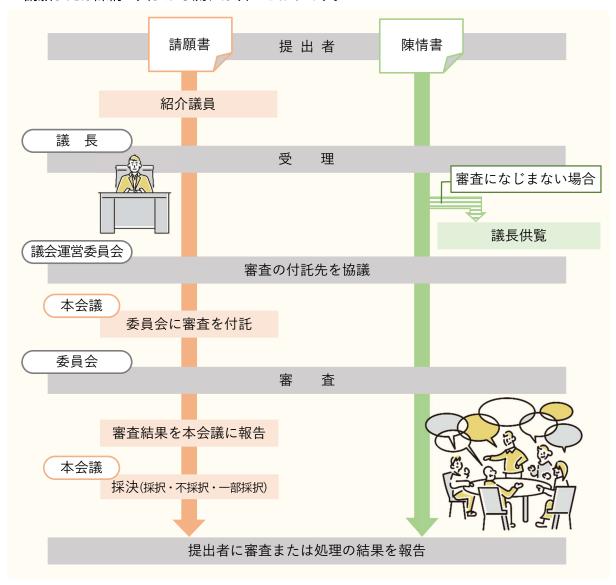


3 個人情報の取扱いについて

- 請願書や陳情書に記載された個人情報(住所のうち番地・電話番号・押印部分を除く。) は公開の場での審査に用いるほか、請願書や陳情書の内容などの問い合わせのために使用 することがあります。
- 個人情報(住所のうち番地・電話番号・押印部分を除く。)が記載された請願書・陳情書の写しは、本会議や委員会で議員に配布されるとともに、報道関係者や傍聴者にも配布されます。
- 会議録や市議会のホームページにも掲載されます。

4 請願・陳情の流れ

請願または陳情の大まかな流れは次のとおりです。



(1) 請願

議長が請願書を受理した後、本会議で請願の審査を所管の委員会に付託します。付託された委員会は、審査を経て審査結果(採択・不採択・一部採択)を決定します。本会議では、 委員会の審査結果の報告の後、最終的な議会としての結論を決定します。

結果は、提出者(複数の場合は代表者)へ郵送により通知します。

(2) 陳情

基本的に請願と同様に取り扱いますが、委員会での審査になじまない場合は議長供覧にと どめます。委員会に付託する場合には、審査を経て審査結果(採択・不採択・結論を得ず) を決定します。

結果は、提出者(複数の場合は代表者)へ郵送により通知します。

	に関する請願(陳情)書
[請願(陳情)の理由] /	請願(陳情)の理由だけで願意が読み取れるよう、 可能な限り具体的にお書きください。
[請願(陳情)事項]	市議会への要望内容について可能な限り具体的に お書きください。 (例) ○○の意見書を国(県)に提出すること。 (例) ○○の設置の検討を市に求めること。
2	
年 月	日
芦屋市議会議長	
個人で提出する場合	
請願(陳情)者	住所
	氏 名 ※署名または記名押印
団体で提出する場合	
請願(陳情)者	住 所
	団 体 名
	代表者名 ※署名または記名押印
	請願の場合のみ必要です。
	裏面の議員名簿を参考に直接ご相談ください。

- ・請願書・陳情書はいずれもA4判(横書き)で、市議会事務局へご提出ください。
- 記載例は、芦屋市のホームページからダウンロードできます。 【トップページ⇒芦屋市議会⇒請願・陳情⇒記載事項・提出方法】 https://www.city.ashiya.lg.jp/shigi/seiganchinjou_sakusei.html



芦屋市議会議員 連絡先一覧

(令和7年10月23日現在)

氏 名 (50 音順)	会派名	住 所 (*は事務所)	電話番号
浅海 洋一郎	日本維新の会		070-8435-3180
岩岡りょうすけ	あしや政風会	浜町 10 番 23 号*	050-3706-1338
大 原 裕 貴	会派に属さない議員		070-5502-4708
川上 あさえ	あしや政風会	南宮町 2-20*	050-3395-5027
川島 あゆみ	日本共産党 芦屋市議会議員団	高浜町 9 番 2-1632 号	070-5037-9134
帰山 和也	公明党	朝日ケ丘町 5番 20-416号	35-0900
たかおか 知子	会派に属さない議員		070-4332-6414
田 原 俊 彦	公明党		38-3340
寺 前 尊 文	至誠会		090-7104-7146
中島健一	至誠会		22-3309
中 村	会派に属さない議員	南宮町 1-20 中西ハイツ 303*	35-1340
西 﨑 薫	至誠会		090-1026-2145
西村 まさと	公明党	南宮町 2番 10-207号	38-7979
橋 本 隆	日本維新の会		090-8885-6054
原 なつ子	あしや政風会		35-1639
平野 貞雄	日本共産党 芦屋市議会議員団	呉川町 5番 5-104号	22-0248
ひろせ 久美子	日本共産党 芦屋市議会議員団	春日町 18 番 5-201 号	090-1951-0724
福井利道	あしや政風会	東芦屋町 13番 11号	75-6208
福井 美奈子	あしや政風会	打出町 1 番 13 号ウインディ芦屋 101 号*	34-0240
山口 みさえ	会派に属さない議員	親王塚町 1 番 4-103 号*	32-4095